

富士市新型インフルエンザ等
対策行動計画

平成26年3月

富士市

富士市新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

はじめに	・・・	1
第1章 総論	・・・	3
第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等	・・・	3
第1 市の責務及び計画の位置づけ	・・・	3
第2 市行動計画の構成	・・・	4
第3 市行動計画が対象とする感染症	・・・	5
第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	・・・	6
第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	・・・	6
第2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	・・・	7
第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	・・・	9
第4 流行規模及び被害想定等	・・・	10
第5 対策推進のための役割分担	・・・	12
第6 県行動計画主要6項目と市の考え方	・・・	13
第7 発生段階	・・・	16
第2章 各段階における対策（各論）	・・・	19
第1節 未発生期	・・・	19
第1 想定状況等	・・・	19
第2 市の実施体制	・・・	19
第3 情報収集（サーベイランス）	・・・	20
第4 情報提供・共有	・・・	20
第5 予防・まん延防止	・・・	20
第6 医療等	・・・	22
第7 市民生活・地域経済の安定の確保	・・・	22
第2節 海外発生期	・・・	23
第1 想定状況等	・・・	23
第2 市の実施体制	・・・	23
第3 情報収集（サーベイランス）	・・・	23
第4 情報提供・共有	・・・	24
第5 予防・まん延防止	・・・	24
第6 医療等	・・・	25
第7 市民生活・地域経済の安定の確保	・・・	25

第3節	国内発生早期	・・・	26
第1	想定状況等	・・・	26
第2	市の実施体制	・・・	27
第3	情報収集（サーベイランス）	・・・	27
第4	情報提供・共有	・・・	27
第5	予防・まん延防止	・・・	28
第6	医療等	・・・	28
第7	市民生活・地域経済の安定の確保	・・・	29
第4節	国内感染期	・・・	30
第1	想定状況等	・・・	30
第2	市の実施体制	・・・	31
第3	情報収集（サーベイランス）	・・・	31
第4	情報提供・共有	・・・	31
第5	予防・まん延防止	・・・	32
第6	医療等	・・・	32
第7	市民生活・地域経済の安定の確保	・・・	32
第5節	小康期	・・・	35
第1	想定状況等	・・・	35
第2	市の実施体制	・・・	35
第3	情報収集（サーベイランス）	・・・	35
第4	情報提供・共有	・・・	36
第5	予防・まん延防止	・・・	36
第6	医療等	・・・	36
第7	市民生活・地域経済の安定の確保	・・・	36

はじめに

1 策定の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、国は、平成 25 年 4 月 13 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を施行し、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業所等の責務等を定めた。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に定められている。

特措法第 8 条において、市長は、「当該市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする」とされていることから、本市においては、特措法及び感染症法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市の体制を整備するため、富士市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定める。

なお、市が実施すべき個々の対策の具体的な実施方法の詳細については、マニュアルや要領等により定めるものとなるため、本行動計画は、対策の「基本方針」を示す内容となっている。

2 「富士市感染症対策行動マニュアル」との関係

本市では、平成 21 年に世界的規模で流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を行う中で、より実務的で実効性のある全庁的な行動マニュアルが求められるところとなり、平成 22 年 7 月、富士市感染症対策行動マニュアル（以下「市行動マニュアル」という。）を策定した。

市行動マニュアルは、感染症法に規定されている感染症を対象とし、発生時における本市が行う取り組みや対策とその時期について、担当する所属・部署別にまとめたものであり、また、対応を協議する組織（感染症対策本部会議及び連絡会議）についても規定している。

この度策定する市行動計画は、国及び県と同様に、「新型インフルエンザ」及び「新感染症」のみを対象としたものであり、他の感染症については対象としていない。

このことから、発生した感染症の種類により「市行動マニュアル」と「市行動計画」を区別して運用することとなるが、いずれの状況においても、市が取る行動は類似のものとなる。

なることが想定される。従って、新型インフルエンザ等が発生した場合に、各種の対策をとるべき所属・部署は、市行動マニュアルに準じたものとなる。

また、特措法第34条の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされたときに設置しなければならない富士市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）について、富士市新型インフルエンザ等対策本部条例を平成25年3月に制定し、本部に関し必要とされる事項を規定したところであるが、緊急事態宣言がなされていない状況及び新型インフルエンザ等以外の感染症発生時には、市行動マニュアルにおける感染症対策本部（会議）又は連絡会（議）が対応を協議し、必要な対策を実施する組織となる。

第1章 総論

第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第1 市の責務及び計画の位置づけ

1 市（市長及び市行政組織をいう。以下同じ。）の責務

責務の内容	市は、国、県、他の市町及び指定（地方）公共機関 ^{※1、2} と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進、支援する。
根拠	・ 特措法及びその他の法令 ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ^{※3} （以下「政府行動計画」という。） ・ 新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針 ^{※4} 」という。） ・ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（政府） ・ 静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画 ^{※5} （以下「県行動計画」という。）

※1 指定公共機関（特措法第2条第6号）

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定める。

※2 指定地方公共機関（特措法第2条第7号）

都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県が指定するもの。

※3 特措法第6条

※4 特措法第18条

※5 特措法第7条

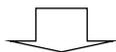
2 市行動計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、特措法第8条の規定に基づき、市行動計画を作成する。

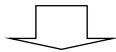
「市行動計画」は、「富士市危機管理指針^{※6}」の個別計画として位置付けられるものである。

市行動計画等の体系

政府（国）行動計画（特措法第6条）

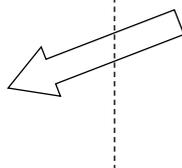


県行動計画（特措法第7条）



市行動計画（特措法第8条）

『富士市危機管理指針』



※6 市が実施する危機管理の基本的事項を定めたもの。

3 市行動計画に定める事項

市行動計画においては、特措法第8条に基づき、おおむね次に掲げる事項について定める。

- (1) 市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ・ 新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
 - ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供
 - ・ 市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ・ 生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- (3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- (4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する県、他の市町及びその他の関係機関との連携に関する事項
- (5) 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項

第2 市行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策は、発生等の状況に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画は、県行動計画に基づき、「第1章 総論」と「第2章 各段階における対策(各論)」の2章構成とし、第2章は、5つの発生段階に分類して記載する。

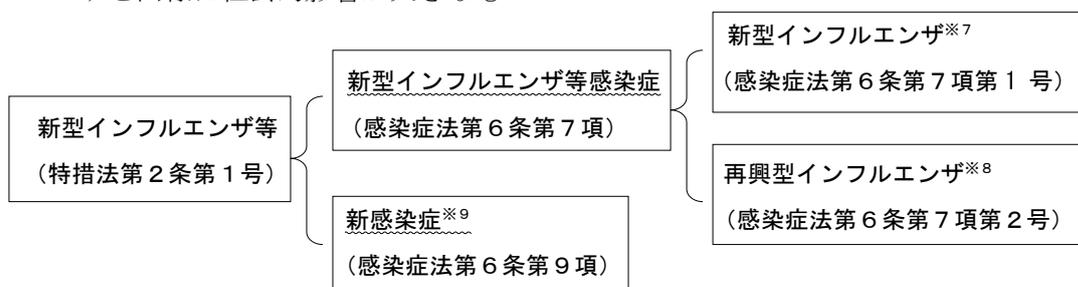
なお、各発生段階は、想定状況とともに、後述する主要項目ごとに記載する。

<p>〔構成〕</p> <p>第1章 総論</p> <p>第2章 各段階における対策</p> <p>第1節 未発生期</p> <p>第2節 海外発生期</p> <p>第3節 国内発生早期</p> <p>第4節 国内感染期</p> <p>第5節 小康期</p>	<p>〔主要項目〕</p> <p>① 実施体制</p> <p>② 情報収集（サーベイランス）</p> <p>③ 情報提供・共有</p> <p>④ 予防・まん延防止</p> <p>⑤ 医療等</p> <p>⑥ 市民生活・地域経済の安定の確保</p>
---	---

第3 市行動計画が対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



- ※7 新型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第1号）：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
- ※8 再興型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第2項）：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
- ※9 新感染症（感染症法第6条第9項）：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

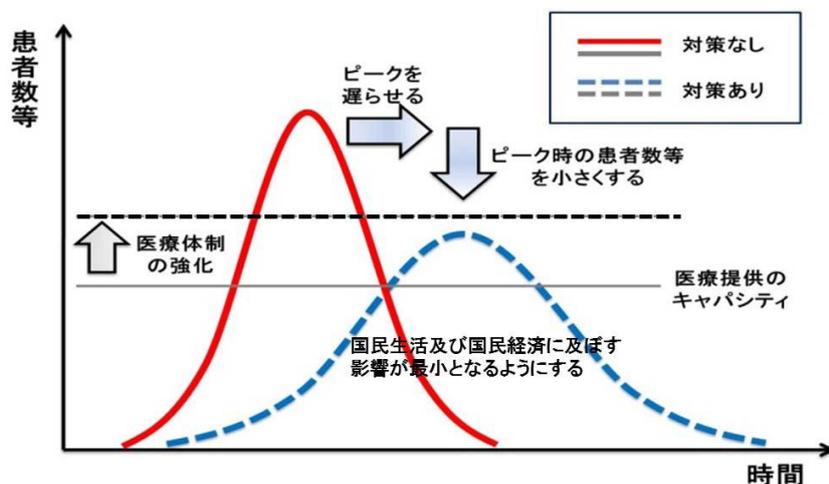
第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものだが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（許容量）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする
 - ・感染拡大防止策等の実施により、欠勤者の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）＞



第2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画において、新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方を次のとおり示しており、市が実施する対策は、この考え方に基づいて行うものとする。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミック^{※10}の経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、我が国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

○ 発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○ 世界で新型インフルエンザ等が海外で発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

○ 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的

とした各般の対策を講ずる。

- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が新型インフルエンザ等対策本部^{※11}（以下「政府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬^{※12}等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS^{※13}のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

※10 感染症が世界的規模で同時に流行すること。 ※11 特措法第15条

※12 タミフル、リレンザ、ラピアクタ、イナビル（いずれも製品名）等のインフルエンザ治療薬

※13 重症急性呼吸器症候群。感染症法の二類感染症

第3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市、国、県、他の市町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画、市行動計画及び業務計画に基づき、相互に連携、協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用^{※14}、医療関係者への医療等の実施の要請等^{※15}、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等^{※16}、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用^{※17}、緊急物資の運送等^{※18}、特定物資の売渡しの要請^{※19}等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限^{※20}のものとする。

実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

※14 特措法第29条 ※15 特措法第31条 ※16 特措法第45条 ※17 特措法第49条
※18 特措法第54条 ※19 特措法第55条 ※20 特措法第5条

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態^{※21}の措置（以下「緊急事態措置」という。）を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

※21 特措法第32条

3 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部^{※22}は、政府対策本部、静岡県新型インフルエンザ等対策本部^{※23}（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

※22 特措法第34条。富士市新型インフルエンザ等対策本部条例で、本部に関し必要な事項を規定している。

※23 特措法第23条

4 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、必要に応じ公表する。

第4 流行規模及び被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にした想定を基に、患者数等の流行規模に関する数値を示しており、静岡県にあてはめると次のとおり推計されるが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

なお、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画において、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うとされている。

また、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

《想定》

- ・全人口の25%が新型インフルエンザにり患
- ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致命率0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度を致命率2.0%（スペインインフルエンザのデータ）と想定
- ・入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計
- ・1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果
- ・この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

新型インフルエンザ患者数の推計

	全国		静岡県	
医療機関 受診患者数	約 1,300 万人～約 2,500 万人		約 38 万 2 千人～約 73 万 5 千人	
	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人	約 1 万 6 千人	約 5 万 9 千人
死者数	約 17 万人	約 64 万人	約 5 千人	約 1 万 9 千人
1 日当たり の最大入院 患者数	約 10 万 1 千人	約 39 万 9 千人	約 3 千人	約 1 万 2 千人

	【参考】富士市	
医療機関 受診患者数	約 25,800 人～約 49,600 人	
	中等度	重度
入院患者数	約 1,050 人	約 3,970 人
死者数	約 340 人	約 1,270 人
1 日当たり の最大入院 患者数	約 200 人	約 790 人

※平成 22 年国勢調査の人口に、国が想定した率を乗じて算出。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下のような影響が想定される。

- ・ 県民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度^{※24}と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

※24 2009 年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時にり患した者は県民の約 1%（推定）

第5 対策推進のための役割分担

市は、発生前の準備及び発生時に、おおむね以下に掲げる新型インフルエンザ等対策を実施する。

- ・市行動計画の作成
- ・組織の整備、訓練
- ・市民に対する情報提供
- ・要援護者への支援
- ・市対策本部の設置、運営
- ・予防接種体制の確保
- ・市民の生活支援
- ・県、近隣市町、関係機関との緊密な連携

なお、県行動計画では、県、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者^{※25}、一般の事業者及び市民が実施する対策について、以下のとおり示されている。

※25 特措法第28条。医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

【県】

- ・県行動計画の作成
- ・組織の整備、訓練
- ・予防・まん延防止
- ・県民に対する情報提供
- ・市町、関係機関との緊密な連携
- ・県対策本部の設置、運営
- ・地域医療体制の確保
- ・サーベイランス^{※26}の実施
- ・県民生活及び地域経済の安定の確保

※26 国や自治体などにおける感染症の発生状況を、正確かつ継続的に調査、集計し、その情報を基に感染症のまん延と予防に役立てる一連のシステム。

【医療機関】

- ・診療継続計画の策定
- ・地域における医療連携体制の整備
- ・院内感染対策、医療資器材の確保等
- ・医療の提供

【指定（地方）公共機関】

- ・業務計画の策定
- ・新型インフルエンザ等対策の実施

【登録事業者】

- ・発生に備えた感染対策の実施や重要業務の事業継続準備
- ・事業の継続

【一般の事業者】

- ・発生に備えた感染対策の実施
- ・感染防止のための措置の徹底、一部事業の縮小

【市民】

- ・発生に備えた知識の取得
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の感染対策の実践
- ・発生に備えた食料品・生活必需品等の備蓄
- ・個人レベルでの感染対策の実施

第6 県行動計画主要6項目と市の考え方

県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」こと及び「県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「①実施体制」、「②サーベイランス・情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療等」、「⑥県民生活・地域経済の安定の確保」の6項目を挙げている。

各項目への市の考え方については以下のとおりである。

1 実施体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時及び発生前において、国、県、他の市町及び事業者と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言^{※27}がなされたときは、特措法及び富士市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、直ちに市対策本部を設置し、必要な措置を講ずる。

また、国、県からの要請に基づき、国、県が実施する対策を支援する。

なお、新型インフルエンザ等の発生場所や感染規模等により、市は独自の判断で、緊急事態宣言がなされる前であっても市対策本部を設置することがある。

※27 特措法第32条。新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活、国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして、政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が宣言する。

2 情報収集（サーベイランス）

県のサーベイランス^{※28}により把握された情報の収集を行い、必要に応じ、市民へ適切に情報提供するものとする。

※28 市は学校サーベイランス（欠席状況等）を実施する。

3 情報提供・共有

情報の提供、共有、提供手段及び提供体制等については、県の行動計画に準じて取り組むものとする。

（1）情報提供・共有の目的

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間で双方向のコミュニケーションによる情報共有や情報の受取手の反応の把握を行う。

（2）情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) 発生前における市民等への情報提供

市は、予防的対策として、発生前における、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などに関する情報を、市民のほか、医療機関、事業者等に提供する。

特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会は県教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について、丁寧な情報提供を行う。

(4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

市は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

情報提供は、市ウェブサイト等を通じて行うとともに、新聞等のマスメディアに報道を依頼する。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

(5) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

4 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにもつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混み

を避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう市民に啓発する。

また、地域対策、職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染防止対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

なお、市では、国や県が実施する新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力要請（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置及び、緊急事態宣言がなされている場合における、不要不急の外出の自粛要請^{※29}や、施設の使用制限^{※30}等を、直接実施することはないが、国、県から要請があった場合には、適切に協力するものとする。

※29 特措法第45条第1項

※30 特措法第45条第2項、3項

(3) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに市民生活及び地域経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象は次のとおりであるが、市は、②に該当する市職員に対して接種を実施する。

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

なお、市職員のうち新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者に対しては、原則として集団的接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図る。

ウ 住民接種

市は、緊急事態宣言がなされている場合には、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。一方、緊急事態宣言がなされていない場合には、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を

行う。

接種順位等の基本的な考え方は政府行動計画に示されており、原則として集団的接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、接種体制の構築を図る。

エ 医療関係者に対する要請

市は、予防接種が円滑に行えるよう、富士市医師会等の関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、県に対して医療関係者に対する協力を要請するよう依頼する^{※31}。

※31 特措法第 46 条第 6 項。県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示することができる。

5 医療等

新型インフルエンザ等に係る医療の実施については、医療関係者の確保から医療体制の整備、予防接種、まん延の防止策に至るまで、原則的に県により行われ、市が直接実施するものは住民接種（予防接種）体制の構築のみである。

市としては、次の事項等の実施について、県から要請があった場合には、必要に応じ協力するものとする。

- ・ 県（富士保健所）が設置する「富土地域新型インフルエンザ等医療専門家会議」、「富土地域新型インフルエンザ等連絡会」等への出席。
- ・ 県が設置する「帰国者・接触者相談センター^{※32}」の周知。
- ・ 県が設置する「臨時の医療施設^{※33}」の設置。

※32 発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

※33 特措法第 48 条第 1 項。患者の増加により、病院その他の医療機関が不足した場合に、県行動計画で定めるところにより、県が開設する医療施設。

6 市民生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がり患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われている。また、本人や家族のり患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、事前に十分準備を行うとともに、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

第 7 発生段階

新型インフルエンザ等の発生段階は 5 段階に分類されており、国全体での発生段階の移行については政府対策本部が決定し、地域における発生段階の移行については県対策本部が判断し定める。

市は、県対策本部が判断する発生段階により、市行動計画等で定められた対策を段階的に実施する。

なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに

進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

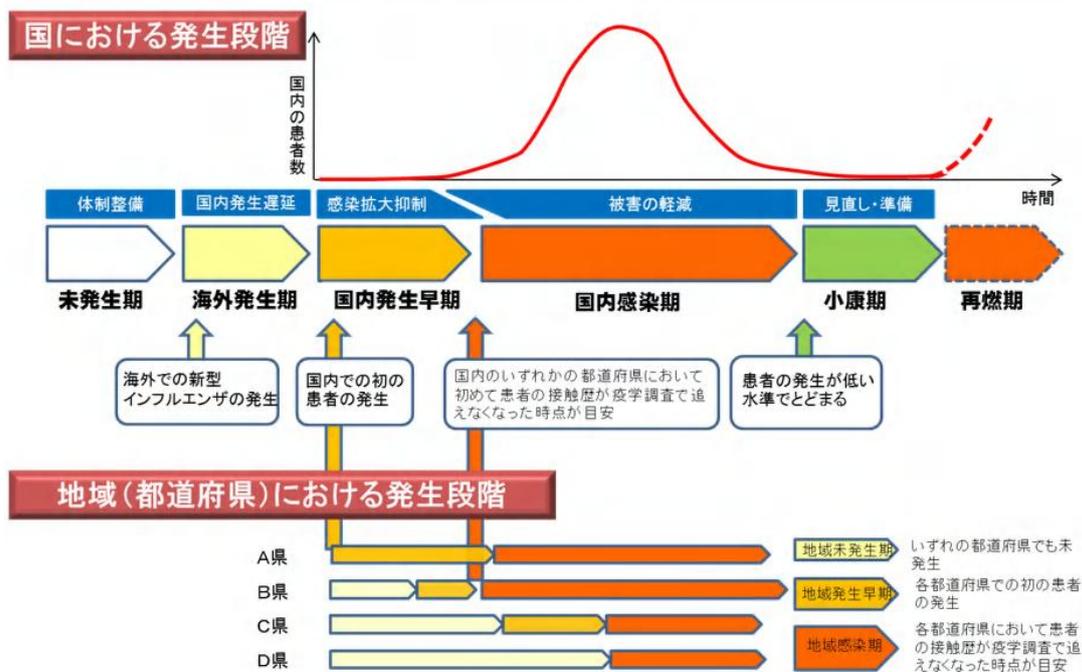
＜政府及び県行動計画で定める発生段階とその状態＞

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【県においては、以下のいずれかの発生段階】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内未発生期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・ 県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 【県においては、以下のいずれかの発生段階】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内未発生期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・ 県内発生早期：県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・ 県内感染期：県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



第2章 各段階における対策（各論）

各段階における対策について、県行動計画においては、「県が行うこと」、「保健所設置市が行うこと」、「市町が行うこと」、「指定（地方）公共機関が行うこと」、「学校・事業者が行うこと」、「医療機関が行うこと」、「登録事業者が行うこと」、「一般の事業者が行うこと」、「県（市）民が行うこと」に分けて述べているが、本章においては、「市町が行うこと」を基本に、本市が実施するものについて、発生段階に応じた内容を述べ、必要に応じ、他の実施機関（学校等）についても述べることとする。

第1節 未発生期

第1 想定状況等

想定状況	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目的	<ul style="list-style-type: none">・ 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none">1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、政府行動計画等を踏まえ、国、県、指定（地方）公共機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び関係者全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

第2 市の実施体制

1 行動計画の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から市行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。

2 体制整備及び連携強化

(1) 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、適宜、感染症対策本部会議及び感染症対策連絡会議において情報共有、検討等を行う。

また、鳥インフルエンザ、季節性インフルエンザ等の発生情報についても、必要に応じて情報共有を行うとともに、適宜対策を講じる。

(2) 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、既に策定している市行動マニュアルを活用し、職員の配置等、必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。

(3) 市は、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に

連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

第3 情報収集（サーベイランス）

- 1 市は、新型インフルエンザ等の発生前から情報収集体制を整備し、国及び県が発信する情報及び新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集する。
- 2 市は、新型、季節性を問わず、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

- 1 継続的な情報提供
 - (1)市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う^{※34}。
 - (2)市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

※34 特措法第13条

2 体制整備等

- (1)市は、新型インフルエンザ等の発生前から、情報収集・提供体制を整備し、入手した情報を関係所属（部署）間で共有できる体制を整備する。
- (2)市は、新型インフルエンザ等発生時に、県との連携の下に行う発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、時期及び媒体（市広報紙や新聞等）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

なお、情報提供にあたっては、実施主体や実施する対策の決定プロセス及び理由を明確にし、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容とする。
- (3)市は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- (4)市は、国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- (5)市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等の設置、周知等の準備を進める。

第5 予防・まん延防止

- 1 個人における対策の普及

市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感

染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

2 国が実施する防疫措置等への連携

市は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県及びその他関係機関との連携を強化する。

3 予防接種

(1) 特定接種を行う事業者の登録

市は、国が行う登録作業に係る事業者への周知及び登録申請等に協力する。

(2) 特定接種体制の構築

ア 市は、国の要請を受け、市職員に対する特定接種の接種体制を構築する。

イ 市は、特措法第 28 条第 4 項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保及びその他の必要な協力を求められた場合は協力する。

ウ 市は、登録事業者が集団的接種体制を構築することが困難な場合には、その業種を担当する府省庁等が行う事業者への支援と接種体制構築に協力する。

(3) 住民接種体制の構築

ア 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

イ 市は、国及び県の技術的な支援^{※35}を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ他の市町との間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。

ウ 市は、国による技術的な支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

※35 国における支援は、工夫事例等を含めた手引きの作成等、県における支援は、住民接種のための医療機関や医療従事者の確保に関する広域的な調整、効率的なワクチン供給の調整の体制整備等についての要請があった場合の協力等が想定されている。

4 学校・事業者が行うこと

学校・事業者は、市が行う「個人における対策の普及」と同様に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

第6 医療等

1 地域医療体制の整備

- (1) 市は、地域の関係者と密接に連携を図り、富士保健所を中心とした、二次医療圏を単位とした医療体制の整備推進に協力する。
- (2) 市は、県（富士保健所）が開催する新型インフルエンザ等医療専門家会議、新型インフルエンザ等連絡会等に出席する。

2 県が実施する「国内感染期に備えた医療の確保」対策への協力^{※36}

- (1) 市は、県が実施する入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に協力する。
- (2) 市は、県が実施する臨時の医療施設等における医療提供の実施を検討することに関し、協力する。
- (3) 市は、医療従事者等を対象とした、新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や訓練に参加する。

※36 特措法第48条。同条第2項に基づき、知事は必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、措置の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができる。

第7 市民生活・地域経済の安定の確保

1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者^{※37}生活支援の準備

市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者について、国からの要請に基づき、県と連携し把握すると共に、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、具体的手続きを決めておく。

※37 本項目で言う要援護者とは、政府有識者会議中間とりまとめ（平成25年2月7日）8.6「社会的弱者への支援について」において、「家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や助なしでは日常生活ができない独居高齢者や障害者が対象範囲となる。災害時要援護者の対象者を参考に範囲を定めることが考えられるが、災害時要援護者の対象者であっても、同居者がいたり、家族が近くにいたりする場合や、あるいは独居高齢者であっても支障なく日常生活できる者は対象外となる。」とされている。

2 火葬能力等の把握

市は、県が火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握、検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

3 物資及び資材の備蓄等^{※38}

市は、手指消毒薬等の新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。また、同様に必要な施設及び設備の整備等を行う。

※38 特措法第10条。なお、市においては、予防接種のワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の医薬品を備蓄することはできない。

第2節 海外発生期

第1 想定状況等

想定状況	<ul style="list-style-type: none">・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国、地域に拡大している場合等、様々な状況が想定される。
対策の目的	<ol style="list-style-type: none">1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。2 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none">1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる強力な措置をとる。2 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を収集する。3 国内（県内、市内）に発生した場合には、早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。4 基本的対処方針等に基づき、医療機関への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び地域経済の安定のための準備等、国内発生に備えた体制整備を急ぐとともに、市民、医療機関、事業者等に国内発生に備えた準備を促す。

第2 市の実施体制

- 1 市は、基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。
- 2 市は、感染症対策主管部署が中心となり、情報収集を行う。
- 3 市は、必要に応じ、感染症対策本部会議及び感染症対策連絡会議において情報共有、検討等を行う。
- 4 市は、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換、連携体制の確認を行う。

第3 情報収集（サーベイランス）

- 1 市は、国、県が得た種々の情報の提供をうけ、関係機関と情報を共有する。
 - (1) 病原体に関する情報
 - (2) 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
 - (3) 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等） 等

- 2 市は、新型、季節性を問わず、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 市は、国及び県が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要となる対策等を周知する。
- (2) 市は、県が「帰国者・接触者相談センター」や「帰国者・接触者外来」を開設したとき、関係する情報を周知する。

2 情報共有

市は、国、県、関係機関等と対策の理由、プロセス等をメール等により共有する。

3 相談窓口等の設置

- (1) 市は、国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、国の作成したQ&A等を活用して、適切な情報提供を行う。
- (2) 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、国、県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

第5 予防・まん延防止

1 感染症危険情報の情報提供等

市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合若しくは確認された場合に、国が発出する感染症危険情報等について、県と共に市民に周知する。

2 個人における対策の普及

市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

3 予防接種

(1) 特定接種の実施

市は、国が、その緊急の必要があると認めるときに、国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種の準備

市は、国の要請及び連携のもと、市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を行う。

第6 医療等

市は、県が実施する帰国者・接触者外来の整備や、帰国者・接触者相談センターの設置等について、県から要請があった場合に協力する。

第7 市民生活・地域経済の安定の確保

1 遺体の火葬・安置

市は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

2 一般の事業者が行うこと

事業者は、国の要請に基づき、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行う。

第3節 国内発生早期

第1 想定状況等

<p>想定状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。 <p>《県内未発生期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p> <p>《県内発生早期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> <p>※海外で確認後、日本国内そして県内に感染が拡大していくとは限らず、日本国内、県内で初めて新型インフルエンザ等が確認される可能性もある。</p>
<p>対策の目的</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大をできる限り抑える。 2 患者に適切な医療を提供する。 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>対策の考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、基本的対処方針に基づき、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、「緊急事態宣言」がなされ、対象区域とともに公示され、積極的な感染対策等をとる。 2 医療体制や感染対策について、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活・地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

第2 市の実施体制

- 1 市は、基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。
- 2 市は、感染症対策主管部署が中心となり、情報収集を行う。
- 3 市は、必要に応じ、感染症対策本部会議及び感染症対策連絡会議において情報共有、検討等を行う。
- 4 市は、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に連携し、県内及び市内における発生に備え、情報交換、連携体制の確認を行う。
- 5 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市対策本部を設置する^{※39}。

※39 特措法第34条

第3 情報収集（サーベイランス）

- 1 市は、海外、国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集し、関係機関と情報を共有する。
- 2 市は、新型、季節性を問わず、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

- 1 情報提供
 - (1) 市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、発生状況と今後実施される具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
 - (2) 市は、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
 - (3) 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

2 情報共有

市は、国、県、関係機関等と、対策の方針等をインターネット等により共有する。

3 相談窓口等の体制充実・強化

市は、国が作成した、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、市の相談窓口等の体制を充実・強化する。

第5 予防・まん延防止

1 市内でのまん延防止対策

市は、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

2 県が実施する予防・まん延防止策への協力

県は、緊急事態宣言がなされている場合、特措法に基づき、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないこと^{※40}や、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）^{※41}等を要請することがある。

市は、これらの対策の実施について県から要請があった場合、速やかに実施されるよう、市民への情報提供等について協力する。

※40 特措法第45条第1項 ※41 特措法第45条第2項

3 予防接種

(1) 特定接種の実施

市は、国が、その緊急の必要があると認めるときに、国と連携して、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種の実施

市は、国が決定した接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては、国及び県と連携して、富士保健所、フィランセ、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

また、県へ接種に関する情報を提供するとともに、市民に対して情報提供を行う。

なお、緊急事態宣言がなされている場合は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

第6 医療等

市は、「海外発生期」から引き続き、県が実施する帰国者・接触者外来の整備や、帰国者・接触者相談センターの設置等について、県から要請があった場合に協力する。

第7 市民生活・地域経済の安定の確保

1 遺体の火葬・安置

- (1) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し円滑な火葬が実施できるよう努める。
- (2) 市は、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行い、当該施設を使用する際には、遺体の保存を適切に行う。

2 要援護者への生活支援等

市は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国及び県と連携し、必要な支援等を行う。

3 生活関連物資等の価格の安定等 《緊急事態宣言がなされた場合》

生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

4 水の安定供給 《緊急事態宣言がなされた場合》

市は、別に定める計画により、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

5 一般の事業者が行うこと

- (1) 従業員の健康管理及び感染対策の実施
事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。
- (2) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止
事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう対応する。

6 市民が行うこと

- (1) 消費者としての適切な行動
市民は、国等の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切な対応をとる。
- (2) 公共サービス水準の低下の許容
緊急事態宣言がなされている場合、市民は、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、公共サービスの水準が相当程度低下する可能性があることを主旨とする国等の呼びかけに応じる。

第4節 国内感染期

第1 想定状況等

想定状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。 <p>《県内未発生期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p> <p>《県内発生早期》 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> <p>《県内感染期》 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）</p>
対策の目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療体制を維持する。 2 健康被害を最小限に抑える。 3 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。 2 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。 3 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 5 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・地域経済の影響を最大限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

第2 市の実施体制

- 1 市は、基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。
- 2 市は、市行動マニュアルに準じ、感染症対策主管部署が中心となり、情報収集を行う。
- 3 市は、必要に応じ、感染症対策本部会議及び感染症対策連絡会議において情報共有、検討等を行う。
- 4 市は、国、県、他の市町、指定（地方）公共機関、指定（地方）行政機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等に関する情報交換、連携体制の確認を行う。
- 5 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに、市対策本部を設置する
なお、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく県、他の市町による代行、応援等の措置の活用を行う。

第3 情報収集（サーベイランス）

- 1 市は、海外、国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集し、関係機関と情報を共有する。
- 2 市は、新型、季節性を問わず、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

- 1 情報提供
 - (1) 市は、引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
 - (2) 市は、引き続き、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
 - (3) 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

2 情報共有

市は、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有する。

3 相談窓口等の継続

市は、国が作成した、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を活用し、国の要請を受け、市の相談窓口等を継続する。

第5 予防・まん延防止

1 市内でのまん延防止対策

市は、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

2 県が実施する予防・まん延防止策への協力

国により緊急事態宣言がなされた場合、県は特措法に基づき、市民に対し、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）等を要請することがある。

市は、これらの対策の実施について県から要請があった場合、速やかに実施されるよう、市民への情報提供等について協力する。

3 予防接種

(1) 特定接種の実施

市は、国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を進める。

(2) 住民接種の実施

市は、国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

なお、緊急事態宣言がなされた場合は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

第6 医療等

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

第7 市民生活・地域経済の安定の確保

1 遺体の火葬・安置

(1) 市は、引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し円滑な火葬が実施できるよう努める。

(2) 市は、引き続き、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こ

った場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行い、当該施設を使用する際には、遺体の保存を適切に行う。

2 要援護者への生活支援等

市は、引き続き、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国及び県と連携し、必要な支援等を行う。

3 生活関連物資等の価格の安定等 《緊急事態宣言がなされた場合》

- (1) 生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- (2) 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- (3) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して適切な措置を講ずる。

4 水の安定供給 《緊急事態宣言がなされた場合》

市は、別に定める計画により、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

5 埋葬・火葬の特例等^{※42} 《緊急事態宣言がなされた場合》

- (1) 市は、国の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- (2) 市は、国の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

※42 特措法第56条

6 一般の事業者が行うこと

- (1) 従業員の健康管理及び感染対策の実施
事業者は、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じる。
- (2) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止
事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう対応する。

7 市民が行うこと

(1) 消費者としての適切な行動

市民は、国等の呼びかけに応じ、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切な対応をとる。

(2) 公共サービス水準の低下の許容 《緊急事態宣言がなされた場合》

市民は、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、公共サービスの水準が相当程度低下する可能性があることを主旨とする国等の呼びかけに応じる。

第5節 小康期

第1 想定状況等

想定状況	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。・ 大流行はいったん終息している状況。 ※今後、流行が再燃（流行の次波が再来）する可能性と、結果的にそのまま流行が終息する可能性がある。 <ul style="list-style-type: none">・ 国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示）^{※43}を行う。
対策の目的	<ul style="list-style-type: none">・ 市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none">1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。2 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

※43 特措法第32条第5項。小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

第2 市の実施体制

- 1 市は、基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。
- 2 市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画及び市行動マニュアルの見直しを行う。
- 3 市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する^{※44}。

※44 特措法第37条で準用する特措法第25条

- 4 市は、市対策本部廃止後は、感染症対策本部会議及び感染症対策連絡会議において情報共有等を行う。

第3 情報収集（サーベイランス）

- 1 市は、海外、国内での新型インフルエンザ等の発生状況等について、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集し、関係機関と情報を共有する。

- 2 市は、新型、季節性を問わず、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生報告（学級・学校閉鎖等）を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。

第4 情報提供・共有

1 情報提供

市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性や、それに備える必要性を情報提供する。

2 情報共有

市は、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針及び現在の状況等を把握する。

3 相談窓口等の縮小

市は、国の要請を受け、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

第5 予防・まん延防止 《住民接種の実施》

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

なお、緊急事態宣言がなされている場合は、国及び県と連携し、必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

第6 医療等

市は、新型インフルエンザ等に対する特別な実施体制をとっていた場合は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す。

第7 市民生活・地域経済の安定の確保

1 要援護者への生活支援等

市は、引き続き、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国及び県と連携し、必要な支援等を行う。

2 緊急事態措置の縮小・中止

緊急事態措置が実施されていた場合は、市は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合は、措置を縮小・中止する。

3 一般の事業者が行うこと

(1) 食料品、生活関連物資等の価格高騰等の防止

事業者は、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう対応する。

(2) 業務の再開

緊急事態宣言がなされている場合、事業者は、国の周知に基づき、地域の感染動向を踏まえながら、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開する。

4 市民が行うこと

市民は、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者として、適切に行動する。